

注 意 事 項

1. 登載内容について

この名簿に登載している業者は、令和8年8月1日時点において、佐世保市長の許可を受けている者です。

なお、産業廃棄物収集運搬業及び特別管理産業廃棄物収集運搬業は、長崎県知事の許可を受けていれば佐世保市でも業を行うことができます（佐世保市内で積替え又は保管を行う場合を除く。）。長崎県知事の許可のみを受けている業者は本名簿に登載されていませんので、委託する際は、長崎県の名簿を確認されることを推奨します。

また、許可期限が過ぎていても更新申請の審査中であれば営業は可能ですので、個別に確認すること。

【委託する際の注意】

処理業の許可に条件が付されている場合や取り扱うことのできる産業廃棄物の種類に限定又は条件がある場合、名簿発行後に事業範囲等の許可内容が変更されている場合があるので、処理を委託する際には処理業者から「許可証」の提示を求め、必ず「許可証」によって許可内容を確認すること（※委託契約書に許可証の写しを添付しなければなりません。）。

また、産業廃棄物処分業のうち最終処分については、許可期限前であっても埋立が終了している場合があるので、委託する場合は必ず現地を確認すること。

なお、委託契約に当たっては、必ず収集運搬業者及び処分業者のそれぞれと契約を締結するとともに、産業廃棄物管理票（マニフェスト）を交付し、その処理状況を確認すること。その他、法に規定された委託基準を遵守すること。

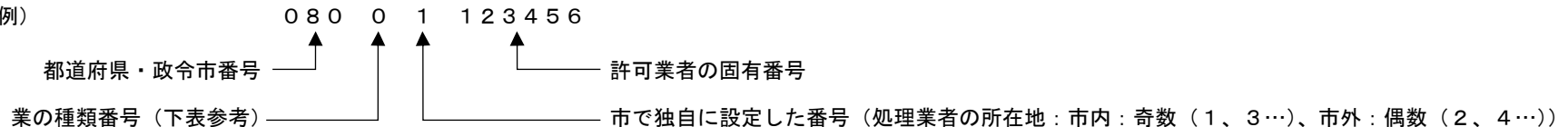
※ 事業者の責務

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第3条の規定により「事業者は、その事業活動に伴って生じた廃棄物を自らの責任において適正に処理しなければならない。」とされています。

2. 名簿の凡例等

(1) 許可番号は「全国统一番号」（11桁）で表示されています。

(例)



業の種類		番号	業の種類		番号
産業廃棄物収集運搬業	積替え又は保管を行わないもの	0	特別管理産業廃棄物収集運搬業	積替え又は保管を行わないもの	5
	積替え又は保管を行うもの	1		積替え又は保管を行うもの	6
産業廃棄物処分業	中間処理のみ	2	特別管理産業廃棄物処分業	中間処理のみ	7
	最終処分のみ	3		最終処分のみ	8
	中間処理、最終処分	4		中間処理、最終処分	9

(2) ○、●、☆、★、◇、◆については以下の説明のとおり。（収集運搬業については積替え又は保管に係る白塗り及び黒塗りの別あり。）

○：表頭に記載の廃棄物を取り扱う。積替え又は保管を行わない。

●：表頭に記載の廃棄物を取り扱う。積替え又は保管を行う。

☆：表頭に記載の廃棄物を取り扱い、その廃棄物に限定又は条件がある。積替え又は保管を行わない。

★：表頭に記載の廃棄物を取り扱い、その廃棄物に限定又は条件がある。積替え又は保管を行う。

◇：処理業者が取り扱う廃棄物に、表頭に記載の廃棄物が含まれる。積替え又は保管を行わない。

◆：処理業者が取り扱う廃棄物に、表頭に記載の廃棄物が含まれる。積替え又は保管を行う。

※ 石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物及び水銀含有ばいじん等を取り扱える廃棄物の種類は処理業者によって違うので、詳細は処理業者に確認すること。

(3) 産業廃棄物処理業の実施に関し優れた能力及び実績を有する者の基準（優良基準）に適合する産業廃棄物処理業者として認定を受けた処理業者は、優良欄に○が記載されています。

(4) 産業廃棄物収集運搬業者は処理形態欄のセルに、産業廃棄物処分業者は処理方式欄のセルに、取り扱う産業廃棄物の種類の限定又は条件などをコメントとして挿入しています。また、備考欄のセルには処理業の許可に付された条件などをコメントとして挿入していますので必ず確認してください。